

農業施設学会受託研究取扱い内規

昭和58年2月25日 制定

平成3年4月13日 改定

平成3年12月21日 一部改正

(総 則)

第1条 農業施設学会が外部からの申し出によって調査・研究・試験等の委託研究を受託する場合の取扱いは、この内規の定めるところによる。

(受託の諾否)

第2条 1. 委託研究の受託の諾否は、常任理事会によって決める。
2. 委託研究を遂行するための研究者は、原則として農業施設学会員で組織し、常任理事会の承認を得るものとする。

(契 約)

第3条 委託研究を受託したときは、委託契約書を作成し、委託者・受託者がおのおのその1通を保有するものとする。

(成 果)

第4条 成果を公表するときは、予め委託者と協議するものとする。

(委 託 費)

第5条 1. 年度間の委託費に対し、8/100を乗じた金額（ただし、50万円を限度とする）を学会事務経費として納めなければならない。
2. ただし、委託者がこれについて別に定めのある場合は、委託者、受託者両者が協議のうえ決めるものとする。
3. 委託費は、委託研究ごとの別途会計として処理するものとする。

付則 1. この内規に明記されていない事項については、委託者と協議のうえ定める。
2. この内規の変更は、常任理事会の議を経なければならない。

2. 委託研究を遂行するための研究者は、原則として農業施設学会員で組織し、常任理事会の承認を得るものとする。

(契約)

- 第3条 委託研究を受託したときは、委託契約書を作成し、委託者・受託者がおのおのその1通を保有するものとする。

(成果)

- 第4条 成果を公表するときは、予め委託者と協議するものとする。

(委託費)

- 第5条 1. 年度間の委託費に対し、8/100を乗じた金額（ただし、50万円を限度とする）を学会事務経費として納めなければならない。
2. ただし、委託者がこれについて別に定めのある場合は、委託者、受託者両者が協議のうえ決めるものとする。
3. 委託費は、委託研究ごとの別途会計として処理するものとする。

- 付則 1. この内規に明記されていない事項については、委託者と協議のうえ定める。
2. この内規の変更は、常任理事会の議を経なければならない。

研究助成制度実施要領

平成5年3月1日 制定
2008年10月18日 改正
2013年10月26日 改正

第1 目的

農業施設学会員の研究活動に対し経費の一部を助成することによって学会活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

この制度の実施主体は、以下のいずれかとする。

- 1) 複数の農業施設学会員で構成されるグループ（以下、研究部会という）
2) 学生会員

第3 制度の内容

この制度は、研究部会が行う農業施設に関連した「共同研究」もしくは「研究会、シンポジウム、出版等」または学生会員が行う「個人研究」に対し経費の一部を助成するものとする。

第4 研究活動計画書の提出

この制度による助成を受けようとする研究部会または学生会員は、農業施設学会研究推進委員会が別に定めた「研究活動計画書」を、同委員会を経由して農業施設学会長に提出するものとする。

第5 研究課題の決定

会長は、第4の規程により送付された「研究活動

計画書」を、常任理事会にはかり、助成制度の対象となる研究課題を決定するものとする。

第6 研究への助成

学会は、研究部会または学生会員が実施する研究課題に対し、別に定めるところにより、当該研究活動の実施に要する経費の一部を助成するものとする。

第7 研究成果の報告・公表

この制度による研究活動の結果は、本会が指定する所定の日までに「研究活動報告書」として収支報告書とともに農業施設学会長に提出するものとする。「共同研究」および「研究会、シンポジウム、出版等」については、上記に加えて、助成研究完了後にその成果を以下のように公表するものとする。

- (1) 共同研究 本学会年次大会、合同大会での発表、あるいは「農業施設」への投稿
(2) 研究会など 具体的な内容を「農業施設」の記事として掲載
(いずれも本制度による助成を受けた旨明示すること)

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この制度の実施につき必要な事項については、農業施設学会研究推進委員会が別に定めるものとする。

会費減免規程

2010年8月30日 制定

1. 会則第6条の会費の減免について以下のように定める。
- (1) 4月1日現在で常勤職を持たない満60歳以上の正会員の年度会費は、本人の申告に基づいて4,000円とする。
- (2) 本学会の学生会員として日本で活動した後、本国に帰国して研究を継続する正会員を対象として、本人の申し出に基づき常任理事会での審議で承認された場合、申請者の希望する2ヶ年間の会費が免除される。
- (3) 農業施設学会シンポジウムおよびセミナー等に参加し、新たに農業施設学会に入会する者は、当該年度のみ会費の特別割引を受けることができる。
- (4) 前年度会費まで完納した学生会員あるいは新規入会の学生会員が2年以上の修業年数分の年会費を一括して納入する場合は、その年会費の1/4が免除される。ただし、すでに学生会員の場合は、納入前に財務委員会の承認を必要とする。

※なお、本規程の施行前に2010年度以降の年会費を納入した会員で、(1)あるいは(4)を利用されたい会員は、財務委員会に申し出ること、すでに納入した2010年度以降の会費をもって精算することができる。ただし、剰余金が生じた場合は、後の年度の会費の一部あるい